



市議会議員  
岩室 年治



市議会議員  
はじめ 明子

逗子事務所 市政・生活相談所  
逗子市沼間2-15-4 TEL71-1321 FAX73-4798

## 長柄・桜山古墳群の 国史跡指定申請書を提出

七月九日、逗子市は長柄・桜山古墳群の国史跡指定申請書を文部科学省に提出しました。  
古墳発見の契機になったのは、平成十一年三月に民間

事業者による携帯電話関連施設設置工事に先立つ伐採によって、逗子市と葉山町の境（行政界）にまたがる丘陵から埴輪片が採取されたことからでした。

その後、緊急分布調査も実施され、第一号墳に続いて第二号墳も同年五月には県教育委員会の試掘調査で存在が確定しました。

古墳発見後に工事計画は撤回されたことで、破壊からまぬがれ、所有者の協力も得ながら、草刈り等の環境整備や住民有志のパトロールも行われてきました。

申請に至る準備では、古墳群の基礎的調査となる測量・範囲確認調査が行われ、地権者の同意も必要となっていました。承諾を得られています。

史跡の国指定後は、史跡の公有化にむけて国が八割を負担し、残り県と市・町で負担して進められます。

また、発掘調査、整備計画策定など取り組みが行われます。

### ※教育委員会の資料より

#### ●場所は？

葉桜団地の西端から丘陵に登ったところ。逗子市野外教育センターからの遊歩道からも行けます。標高は百から百二十位の高さです。



古墳周辺の木立

#### ●年代は？

四世紀（中頃から後半）の前期古墳時代で現存している県内で最大規模を誇る大きさのものです。

#### ●古墳の形状は？

大形の前方後円墳

#### ●大きさは？

第一号墳 全長九十枚  
後円部 直径五十一枚  
第二号墳 全長八十八枚  
後円部 直径五十四枚

#### ●古墳の特徴

三浦半島の基部に近接して二基築造され、当時、逗子湾の海が現在の陸地より深く入り込んでいた状況もあって、この場所は東京湾



・相模湾を見渡せる位置にあることから、交通の要衝に造られたものと考えられ、畿内やヤマト政権とつながりが深いものであることがうかがわれ、東日本の古墳時代を考える上で重要な意味をもっています。

### ※史跡指定後の基本構想

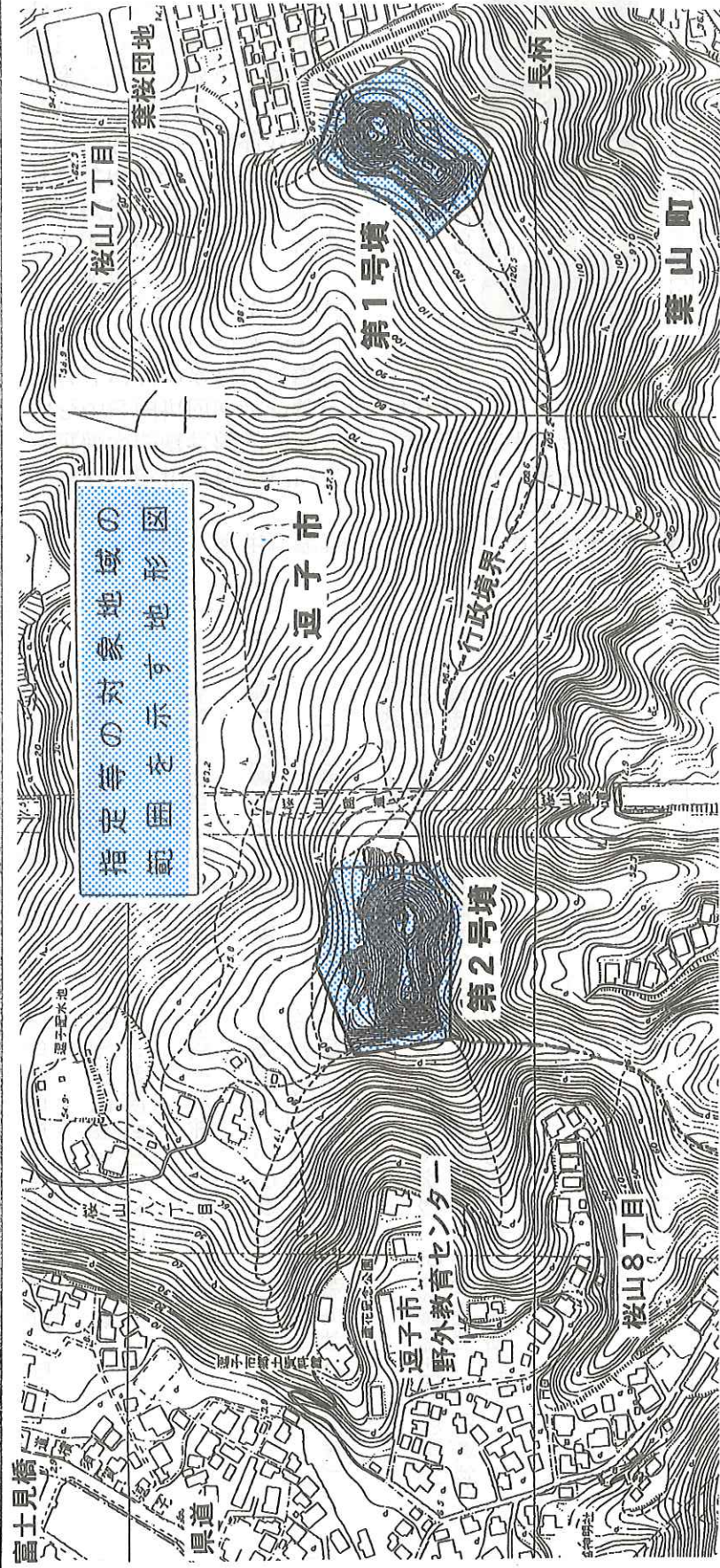
- 第一段階  
専門委員会設置、発掘調査及び遺構の保存措置。
- 第二段階  
公開活用に必要な遺構の整備と周辺整備、活用拠点のガイダンス施設整備

\*「管理計画／整備基本構想策定」、整備委員会設置、史跡調査委員会設置。

\*史跡と周辺の自然環境、景観に配慮した遺構復元整備など、市・町の全庁的な共同プロジェクトとしての取り組み。

古墳の取り組みによって、逗子市民と葉山町民が共有の歴史的文化財を共同で保護し、後世に残す事業を担うこととなります。

昨年から両議会で「長柄・桜山古墳対策逗葉議員懇談会」が発足し活動をはじめていますが、八月二日も他都市を視察する予定です。



指定等の対象地域  
の地形図  
範囲を示す



# 直接請求の病院誘致条例 八月上旬に臨時会開催

二十三日、「逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例」の制定を求める直接請求が、市長へ提出されました。

請求に必要な署名数は九百九十八人（有権者の五十分の一）ですが、二千五百九十四人を市選挙管理委員会に提出。その内で二百二十九人が無効となり、約二・三倍の二千三百六十五人が有効と認められました。

市長は書類を審査し、受理すれば地方自治法第七十条の規定により、二十日以内に議会を招集し、付議しなければなりません。そのため臨時会は八月上旬となります。

## ●直接請求とは……

間接民主制の弊害を是正し、又欠陥を補完するための住民自治、直接民主主義の原理に基づく住民の基本権です。

## ●市長の意見書

市長が付議するものは「条例請求書」そのものではなく、請求にかかわる条例案です。また、市長が条例案を付議するに当たって付ける意見は条例に対する執行機関としての賛否です。

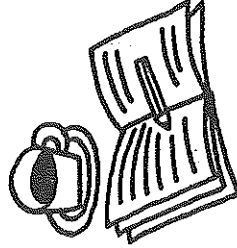
意見は必ず付けなければならないものであり、単に意見なしとすることはなりません。

せん。

## ●議会の議決（可否）

議会は、「条例」の場合は過半数の議決により可否を決定します。また、修正も可能であり、必要な場合は継続審査もできます。ただし、審議未了はできず、もし廃案（議会流会）になった場合でも市長は議決されるまで繰り返し提案することになります。

※参考文献「議会運営の実際」より



# アーデンヒル島の八割 条例制定に反対

総合的機能を有する病院の誘致する場所として考えられている沼間三丁目のアーデンヒル自治会は、直接請求による条例制定の動きに対し、条例制定に反対の署名を集め、約八割の世帯が賛同し、九百五十六人の署名を集めています。又議会の各会派にも要請活動が行われています。

## 問われる市長の説明責任

市長は、六月議会で「地元住民のみさなんへの理解を得る努力をしたい」と答弁。また、地元自治会内にも「病院問題プロジェクトチーム」ができたことから、今後は市長自らが「プロジェクトチーム」と話し合いを行っていくことも明らか

# 共済会が神奈川県へ提出した 病院等開設事前協議書（概要）

※以下の文書は、7月15日付で、市当局から市議会へ送付された病院等開設事前協議書における事前協議を求める病院の概要です。  
※共済連合会から逗子市に正式な進出決定を伝える回答はまだありません。

## 事前協議を求める病院の概要

### 1. 病院の開設等の目的

逗子市内の病床は極端に少なく、一刻を争う救急医療に時間を要することは市民に大きな不安を抱かせている。逗子市民の総合的病院の誘致を求める声は、非常に大きなものがある。

こうした中、逗子市から病院誘致の要請があった。逗子市が求める病院の機能は、地域医療の中核医療機能を有し、併せて救急医療機能、災害時の拠点としての機能を有する病院であるとして、市が所有する土地（（仮称）第6小学校建設予定地）を提供するとの条件が提示され、連合会病院が引き受けることになった。

2. 名称 国家公務員共済組合連合会 逗子共済病院（仮称）

3. 病院の開設等の場所 逗子市沼間3丁目630番13  
（※敷地面積 22,330㎡）

4. 病院の開設予定年月日 平成18年（2006年）4月

5. 病床の種別及び病床数 一般病床 350床  
新たに申請する病床数 230床  
（※県保健医療計画（病床規制）の見直しに申請された病床数）

### 6. 診療を行おうとする科目

- ①内科、②神経内科、③呼吸器科、④消化器科、⑤循環器科、⑥外科、⑦整形外科、⑧脳神経科、⑨小児科、⑩産婦人科、⑪眼科、⑫皮膚科、⑬泌尿器科、⑭リハビリテーション科、⑮放射線科、⑯麻酔科、

7. 建築物 \*地上 4階 地下 2階  
\*高さ 約15メートル  
\*床面積 約7,000㎡  
\*延べ床面積 約24,000㎡

にしてきました。

直接請求の条例案では「池子基地への誘致を断念し、沼間三丁目地内（アーデンヒル）の市有地を敷地とする」としていることから、住民との話し合いが始まったばかりで、さらに理解が得られていないことから、市長の条例に対する姿勢（賛否）が問われることは間違いありません。

次に、市長は池子接收地内への誘致の取り扱いについては、「いわゆる三十三項目（米軍住宅受け入れ条件）」の対応からも「断念

」という判断、答弁は避けてきました。

また、現在の交渉先である国家公務員共済組合連合会からの正式回答もされていないこともあつて、議会の質問に対しても「池子を断念する」という明言を避けてきました。

今後、この点からも市長の政策的、政治的な判断が問われることとなります。アーデンヒル自治会のみ皆さんの要求は、今年一月に突然持ち込まれた誘致問題に対し、納得の行く話し合いを求めているものです。

そして、その要求は長島市長自身が行政の長として述べている「説明責任」と「納得の体系」からも必要なことではないでしょうか。

日本で初  
家族みんなが楽しめる

しんぶん  
赤旗  
日曜版

タブロイド判週刊新聞  
38ページうちカラー8ページ、月800円